

市内の **空き店舗** を **市内業者** により改修し **事業** を行う方へ

あきんど

そうじゃ 商人応援事業補助金

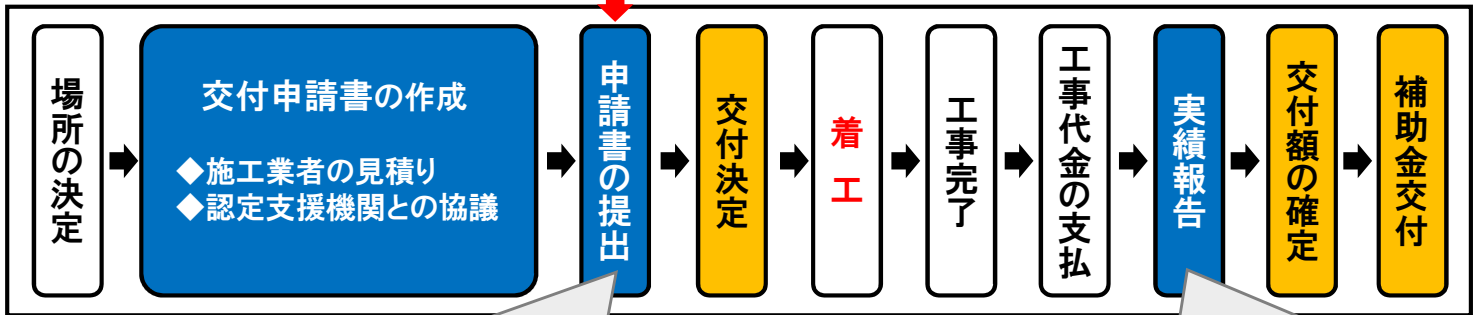


改修費用助成

最大 **50** 万円※

※補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、改修にかかった費用の合計額が50万円以上でなければならない。

注意：必ず着工より前に申請書の提出が必要です！



交付申請時に必要なもの

- 改修に係る事業計画書・収支予算書・見積書等
- 新規創業に係る新規事業計画書
- 認定支援機関の確認書
- 当該空き店舗等の位置図及び見取図
- 図面、現況写真等
- 空き店舗等が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し
- 市町村税を滞納していないことを証する書類
- 定款、個人の場合は開業届け(実績報告時まで)
- 申請者が代理の場合は委任状
- その他市長が必要と認める書類

実績報告時に必要なもの

- 事業実績報告書
- 収支精算書
- 補助対象経費の支払いを証する書類(領収証のコピーなど)
- 改修後の図面、現況写真等
- その他市長が必要と認める書類

Q.認定支援機関とは？

A.認定経営革新等支援機関として認定を受けたものをいいます。
【例】商工会、商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等

Q.補助金の対象となる業種は？

A.小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援事業、医療・福祉業であって、3年以上継続する見込みのあるものに限ります。

Q.空き店舗・空き家って？

A.元の店舗が閉鎖し、または、居住者の用に供しなくなってから、1年以上が経過している店舗等をいいます。

その他、商人(あきんど)補助金についてのお問い合わせは、

総社市 魅力発信室までどうぞ！

電話 0866-92-8308

FAX 0866-93-9479

Mail miryoku@city.soja.okayama.jp